

法務省矯少訓第20号

矯正管区長
少年院長

職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上 川 陽 子
(公 印 省 略)

職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、職業指導を受ける在院者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職業指導種目等 職業指導種目及び資格取得講座をいう。
- (2) 職業指導上の災害 職業指導を受けたことに起因して、在院者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- (3) 教室等 職業指導を実施する教室その他の場所をいう。

(安全管理者等の選任)

第3条 少年院の長は、職業指導を担当する職員の中から、安全管理者、衛生管理者、職業指導主任者を選任するものとする。

(状況の把握等)

第4条 少年院の長は、教室等の状況を把握することに努め、設備、指導方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全管理者)

第5条 少年院の長は、本院及び分院ごとに、安全管理者1人を選任し、職業指導の安全の確保に関する次の業務を管理させるものとする。

- (1) 在院者の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 在院者の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 職業指導上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、職業指導上の災害を防止するため必要な業務に関する事。

(安全管理者の巡視等)

第6条 安全管理者は、教室等を巡視し、設備、指導方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第7条 少年院の長は、衛生管理者1人を選任し、職業指導の衛生の確保に関する次の業務を管理させるものとする。

- (1) 在院者の健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 在院者の衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 職業指導上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職業指導上の災害を防止するため必要な業務に関する事。

(衛生管理者の巡視等)

第8条 衛生管理者は、毎週1回以上教室等を巡視するように努め、設備、その使用方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、在院者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(職業指導主任者)

第9条 少年院の長は、少年院の職員のうちから、職業指導種目等ごとに職業指導主任者を選任するものとする。

2 職業指導主任者は、安全管理者及び衛生管理者とともに、以下の事項を行うものとする。

- (1) 職業指導に関する安全衛生教育の具体的な計画とその実施
- (2) 職業指導に関する設備、器具、用具、安全装置等についての点検の実施
- (3) 前各号に掲げるもののほか、職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保に関する指示を履行するための措置

(安全衛生委員会)

第10条 少年院の長は、次の各号に掲げる事項を審議するために毎月1回以上安全衛生委員会を開催するものとする。

- (1) 在院者の危険を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職業指導上の災害の原因及び再発防止策で、安全に係るものに関する事。
- (3) 在院者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (4) 在院者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、在院者の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

2 安全衛生委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 職業指導主任者
- (4) その他少年院の長が必要と認める者

3 安全衛生委員会の議長は、安全管理者とする。

4 安全衛生委員会の運営について必要な事項は、安全衛生委員会が定めるものとする。

5 少年院の長は、安全衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成させるものとする。

(安全管理者等に対する教育等)

第11条 少年院の長は、職業指導の実施に関する安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、職業指導主任者その他職業指導上の災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習又は研修を受ける機会を与えるように努めなければならない。

(新たに職業指導を受ける在院者に対する安全衛生教育)

第12条 少年院の長は、新たに職業指導を受ける在院者に対しては、安全衛生教育を行い、その記録を作成するものとする。

2 前項の安全衛生教育は、受講する職業指導種目等の内容に応じ、安全衛生の確保に必要な事項を指導するものとする。

(特別な安全衛生教育)

第13条 少年院の長は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

第36条各号に掲げる業務を伴う内容を含む職業指導種目等を実施する場合には、受講する在院者に対し、当該業務に関する特別な安全衛生教育を行わなければならない。

2 少年院の長は、前項の業務に関する安全及び衛生の知識及び技能を十分有していると認める在院者について、前項の特別な安全衛生教育の全部又は一部を行わないことができる。

3 第1項の規定により安全衛生教育を実施した場合には、その記録を作成するものとする。

(中止等の措置)

第14条 少年院の長は、在院者の安全及び衛生の確保が困難であると認める

ときは、職業指導の一時中断の措置を講じなければならない。なお、在院者の安全及び衛生の確保がなされたと認めるときは、一時中断の措置を速やかに解除すること。

- 2 少年院の長は、前項の場合にあって在院者の安全及び衛生の確保がなされる見込みがないと判断したときは、職業指導の中止の措置を講じること。

(周知)

第15条 少年院の長は、この訓令に基づく安全及び衛生を確保するための措置のうち、在院者が承知すべき事項の要旨を各教室等の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の方法により、在院者に周知させなければならない。

(作業環境測定)

第16条 少年院の長は、有害な作業を行う屋内作業場その他の作業場で、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第21条各号に定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録するものとする。

- 2 前項の規定による作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省令告示第46号）に準じて行うものとする。

(作業環境の改善)

第17条 少年院の長は、職業指導を受ける在院者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。